

神奈川県マグカル展開促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県（以下「県」という。）が推進する、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す取組である「マグネット・カルチャー（マグカル）」の展開促進のため、民間団体が行う文化芸術の新たな事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 民間団体

国又は地方公共団体を除く法人その他の団体をいう。

(2) 新たな事業

補助金の交付を受けようとするものが過去に実施していない事業又は過去に実施した事業に新たな取組を加える事業をいう。

(3) 先駆的事业

従来にない表現の内容若しくは方法又は実施の形態を実現し、県内の文化芸術活動の振興への貢献が期待される事業をいう。

(4) 高齢者

満65歳以上の者をいう。

(5) 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者をいう。

(6) 若年者

満15歳以上満25歳以下の者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、次の各号に掲げる要件を満たす民間団体が県内で実施し、不特定多数の者に公開する文化芸術の新たな事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 団体又は団体の主要な構成員が補助事業と同一の分野における公演等の実績を有すること。

(2) 団体の定款、規約又は会則を有すること。

(3) 団体の意思を決定し、執行する体制を確立していること。

(4) 団体自ら経理し、監査する会計組織を有すること。

(5) 県税その他の県に対する金銭債務の支払に滞納がないこと（ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条の規定による徴収猶予を受けている場合を除く。）。

2 補助事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 補助金の交付の決定の日の属する県の会計年度の末日（以下「年度末日」という。）までに完了すること。

(2) 政治的又は宗教的目的を有しないこと。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 22 条第 1 項の規定により設置される新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部が策定する新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に基づく県の要請に協力し、感染症の拡大防止を効果的に行うこと。

（補助額の算出方法等）

第 4 条 補助額は、補助事業に要する経費のうち補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）から国又は他の団体等の補助金、協賛金その他の使途が指定され重複する収入を充当する額を控除した額に、別表で定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、その額が別表で定める上限額を超える場合は、上限額とする。

2 次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 役務等への対価としての必要性が認められないもの

(2) 団体運営の経常的経費

(3) 市場価格と比較して著しく高いと認められるもの

(4) 有償で頒布するプログラム又は図録等の作成経費

(5) 自ら設置し又は管理する施設において活動を行う場合の会場使用料

(6) 食糧費

(7) 取得価格が単価 10 万円以上の備品の購入費（ただし、既存の備品の老朽化又は破損のため当該備品を新調しようとするもので、新調以外により経済的に対応できる方法がなく、新調しなければ補助事業の遂行が困難であると認められる場合を除く。）

(8) 10 万円以上の修繕費（ただし、既存の備品の老朽化又は破損のため当該備品を修繕しようとするもので、修繕以外により経済的に対応できる方法がなく、修繕しなければ補助事業の遂行が困難であると認められる場合を除く。）

3 第 1 項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請書の提出期日等）

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の規定による神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請書（様式 1）の提出期日は、知事が別に定める。

2 規則第 3 条第 2 項第 4 号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 団体又は団体の主要な構成員が補助事業と同一の分野における公演等の実績を有することを証する書類

- (2) 定款、寄附行為又はこれに類する規約等
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第 6 条 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第 7 条 規則第 5 条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。)
 - イ 補助対象経費の総額の 20%以内で項目間の配分の変更をすること。

ウ 補助対象経費の総額の20%以内の増額又は減額をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。

エ 補助事業の収入に係る変更をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。

オ 補助対象経費以外の経費を変更すること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の実施に当たっては、法令を遵守し、入場者等の安全に配慮しなければならない。

(5) 補助事業の実施に当たっては、県の広報活動に協力しなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県マグカル展開促進補助金に係る変更（中止、廃止）承認申請書（様式2）を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による状況報告は、補助事業の終了後、次条の実績報告を年度末日までに行うことが困難な場合に、神奈川県マグカル展開促進補助金に係る事業実施状況報告書（様式3）により、年度末日までに行わなければならない。この場合においては、状況報告の時点で調製が困難なものを除き、次条各号に掲げる書類を添えなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県マグカル展開促進補助金に係る事業実績報告書（様式4）に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日まで行わなければならない。

(1) 補助事業の実施を証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 補助金の支払は、原則として規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の一部について概算払をすることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、神奈川県マグカル展開促進補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(様式5)により、速やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

2 規則第17条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第16条 補助事業者は、所在地、団体名又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業の区分	補助率	補助額の上限額
(1) 先駆的事业	2分の1以内	300万円以内
(2) 高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業		
(3) 障がい者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業		
(4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業	3分の1以内	300万円以内
(5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業		
(6) 上欄に掲げる事業以外の事業	3分の1以内	100万円以内

(様式1)

神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請書

交付申請日

年 月 日

神奈川県知事 殿

年度の標記補助事業について、補助金の交付を受けたいので申請します。

1 申請団体の概要

(1)ふりがな			
(2)申請団体名			
(3)代表者役職名		(4)代表者名	
(5)郵便番号	〒		
(6)所在地			
(7)個人情報 管理責任者名			
(8)連絡担当者の 役職又は所属		(9)連絡 担当者名	
(10)電話番号		(11)携帯電話	
(12)E-mail			
(13)団体設立年月	年 月	(14)構成員数	名
(15)団体又は団体の 主要な構成員の 実績			
(16)コンプライア ンス (法令遵守) に関する考え方 ※個人情報保護、 会計税務、内部統 制等			

2 補助金交付に係る希望の内容

(1) 補助金 交付申請額	円 ※最大100万円 特認により最大300万円		
(2) 特認の希望	希望 する ・ しない		
(3) 特認を希望する 場合、その類型 ※複数可	<input type="checkbox"/> 先駆的事业 <input type="checkbox"/> 高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業 <input type="checkbox"/> 障がい者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業 <input type="checkbox"/> 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業 <input type="checkbox"/> 若年者を文化芸術に携わる人材として育成する事業		
(4) 特認を希望する場合であって、特認が認められ なかった場合でも補助金の交付を希望するか	希望 する ・ しない		
(5) 概算払の希望	希望 する ・ しない		

3 補助事業の内容

(1) ふりがな			
(2) 事業名			
(3) 事業分野 ※複数可	<input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> メディア芸術 <input type="checkbox"/> 伝統芸能 <input type="checkbox"/> 芸能（民俗芸能を除く。） <input type="checkbox"/> 民俗芸能 <input type="checkbox"/> 生活文化 <input type="checkbox"/> 国民娯楽 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
(4) 事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
(5) 交付決定前に着 手する場合、理由			
(6) 事業実施日	年 月 日 ～ 年 月 日		
(7) 実施会場名			
(8) 実施会場 所在地			
(9) 共催・助成・協 賛・後援等とその 内容 ※予定を含む	区分	団体等名	内容
(10) 入場料又は 視聴料の有無	有 ・ 無	(11) 有の場合 価格	円から 円

(12)事業の内容	ア 趣旨・目的
	イ 実施内容
(13)新たな事業であることの説明	ウ 達成目標
(14) 2 で特認を希望した場合、特認の区分にあてはまることの具体的な説明	
(15)神奈川県による補助の必要性	

<p>(16) 事業期間における具体的な業務スケジュール</p>	
<p>(17) 翌年度以降の取組内容（予定）</p>	<p>ア 翌年度（ 年度）</p>
	<p>イ 翌々年度（ 年度）</p>
<p>(18) 前年度目標の達成度合いの検証</p> <p>※前年度に本補助金の交付を受け、本年度も継続して申請する場合</p>	
<p>(19) 事業実施に当たり遵守する感染症対策のガイドライン名</p>	

4 補助事業の収支予算

収入の部

単位：円

項目	予算額	積算内訳
神奈川県マグカル展開 促進補助金		
収入合計 (支出合計と一致)		

支出の部

単位：円

項目	予算額	積算内訳
補助 対象 経費		
補助対象経費計(a)		
補助対象外経費計(b)		
支出合計(a+b)		

5 団体の役員等氏名一覧

(1) 代表者

役職名	氏名	氏名のカナ (半角カタ)	生年月日(大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (M, F)	住所
			T, S , H		

(2) 役員

役職名	氏名	氏名のカナ (半角カタ)	生年月日(大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (M, F)	住所
			T, S , H		
			T, S , H		
			T, S , H		
			T, S , H		
			T, S , H		
			T, S , H		

6 誓約

<p>(1) 当団体は、団体の意思を決定し、執行する体制を確立しています。</p> <p>(2) 当団体は、自ら経理し、監査する会計組織を有しています。</p> <p>(3) 当団体は、県税その他の神奈川県に対する金銭債務の支払に滞納がありません（ただし、地方税法第15条に基づく徴収猶予を受けている場合を除く）。</p> <p>(4) 当団体は、暴力団ではありません。</p> <p>(5) 当団体は、代表者又は役員（法人格を持たない団体にあつては、代表者）のうちに暴力団員に該当する者はありません。</p> <p>(6) 団体の役員等氏名一覧に記載した全ての者は、前号に該当するか否かの確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供することを同意しています。</p> <p>(7) 補助事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に基づく県の要請に協力するとともに、本申請書に記載した感染症対策のガイドラインを遵守します。</p> <p>(8) 申請内容及び添付資料に記載された情報に偽りはありません。情報に偽りがあることが発覚した場合には、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p>	
誓約	上に記載のとおり 誓約します ・ しません

(様式2)

神奈川県マグカル展開促進補助金に係る変更(中止、廃止)承認申請書

申請日

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地	
団体名	
代表者役職名	
代表者名	
連絡担当者の 役職又は所属	
連絡担当者名	
電話番号	

交付決定日

年 月 日

付けで交付決定を受けた神奈川県マグカル展開促進補助金に係る事業を次のとおり

申請内容

変更 ・ 中止 ・ 廃止

したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止、廃止)の内容

変更(中止、廃止)前	
変更(中止、廃止)後	

2 変更(中止、廃止)の理由

理由	
----	--

3 収支予算書(補正予算)

収入の部

単位：円

項目	補正前予算額 (A)	補正後予算額 (B)	差異 (B-A)	説明
神奈川県マグカル 展開促進補助金				
収入合計(税込の 支出合計と一致)				

支出の部

単位：円

項目	補正前予算額 (C)	補正後予算額 (D)	差異 (D-C)	説明
補助対象 経費				
補助対象 経費計(a)				
補助対象外 経費計(b)				
支出合計 (a+b)				

(注) 「3 収支予算書(補正予算)」は、補助対象経費の総額の20%を超える項目間の配分の変更又は補助額の変更がある場合に提出する。

(様式3)

神奈川県マグカル展開促進補助金に係る事業実施状況報告書

報告日	年 月 日
-----	-------

神奈川県知事 殿

所在地	
団体名	
代表者役職名	
代表者名	
連絡担当者の 役職又は所属	
連絡担当者名	
電話番号	

交付決定日	年 月 日
-------	-------

付けで交付決定を受けた神奈川県マグカル展開促進補助金に係る補助事業の

報告日	年 月 日
-----	-------

現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

(1) 事業名			
(2) 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
(3) 事業実施日	年 月 日 ~ 年 月 日		
(4) 実施会場名			
(5) 実施会場 所在地			
(6) 共催・助成・協 賛・後援等とその 内容	区分	団体等名	内容
(7) 入場料又は 視聴料の有無	有 ・ 無	(8) 有の場合 価格	円から 円

(9)入場者数	人	(10)視聴者数（配信を行った場合）	人
(11)出演（出品）者数	人	(12)運営スタッフの数	人
(13) 事業の内容			
(14)目標達成状況及びその検証			
(15) 交付決定において特認を受けた場合、特認の類型にあてはまる事業であったことの具体的な説明			

2 補助事業の経費の執行状況

収入の部

単位：円

項目	決算額	積算内訳
神奈川県マグカル展開 促進補助金		
収入合計 (支出合計と一致)		

支出の部

単位：円

項目	決算額	積算内訳
補助 対象 経 費		
補助対象経費計(a)		
補助対象外経費計(b)		
支出合計(a+b)		

(注) 報告日時点で報告を行うことが困難な項目は、その理由を記載すること。

(様式4)

神奈川県マグカル展開促進補助金に係る事業実績報告書

報告日	年 月 日
-----	-------

神奈川県知事 殿

所在地	
団体名	
代表者役職名	
代表者名	
連絡担当者の 役職又は所属	
連絡担当者名	
電話番号	

交付決定日	年 月 日
-------	-------

付で交付決定を受けた神奈川県マグカル展開促進補助金に係る補助事業の実績を
次のとおり報告します。

1 事業実績

(1) 事業名			
(2) 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
(3) 事業実施日	年 月 日 ~ 年 月 日		
(4) 実施会場名			
(5) 実施会場 所在地			
(6) 共催・助成・協 賛・後援等とその 内容	区分	団体等名	内容
(7) 入場料又は 視聴料の有無	有 ・ 無	(8) 有の場合 価格	円から 円
(9) 入場者数	人	(10) 視聴者数 (配信を 行った場合)	人

(11) 出演（出品） 者数	人	(12) 運営スタッフの数	人
(13) 事業の内容			
(14) 目標達成状況及びその検証			
(15) 交付決定において特認を受けた場合、特認の種類にあてはまる事業であったことの具体的な説明			

2 収支実績

収入の部

単位：円

項目	決算額	積算内訳
神奈川県マグカル展開 促進補助金		
収入合計 (支出合計と一致)		

支出の部

単位：円

項目	決算額	積算内訳
補助 対象 経費		
補助対象経費計(a)		
補助対象外経費計(b)		
支出合計(a+b)		

(様式5)

神奈川県マグカル展開促進補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

報告日	年 月 日
-----	-------

神奈川県知事 殿

所在地	
団体名	
代表者役職名	
代表者名	
連絡担当者の 役職又は所属	
連絡担当者名	
電話番号	

交付決定日	年 月 日
-------	-------

付で交付決定を受けた神奈川県マグカル展開促進補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額	金 円
2 消費税の申告の有無	有 ・ 無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法	一般課税 ・ 簡易課税
---------------	-------------

(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金 円
5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金 円
6 補助金返還相当額 (5から4の額を差し引いた額)	金 円

- (注) 1 別紙として事実を証する書類及び積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。